

区長・自治会長さんのための

便利帳

令和5年度
小野市

目次

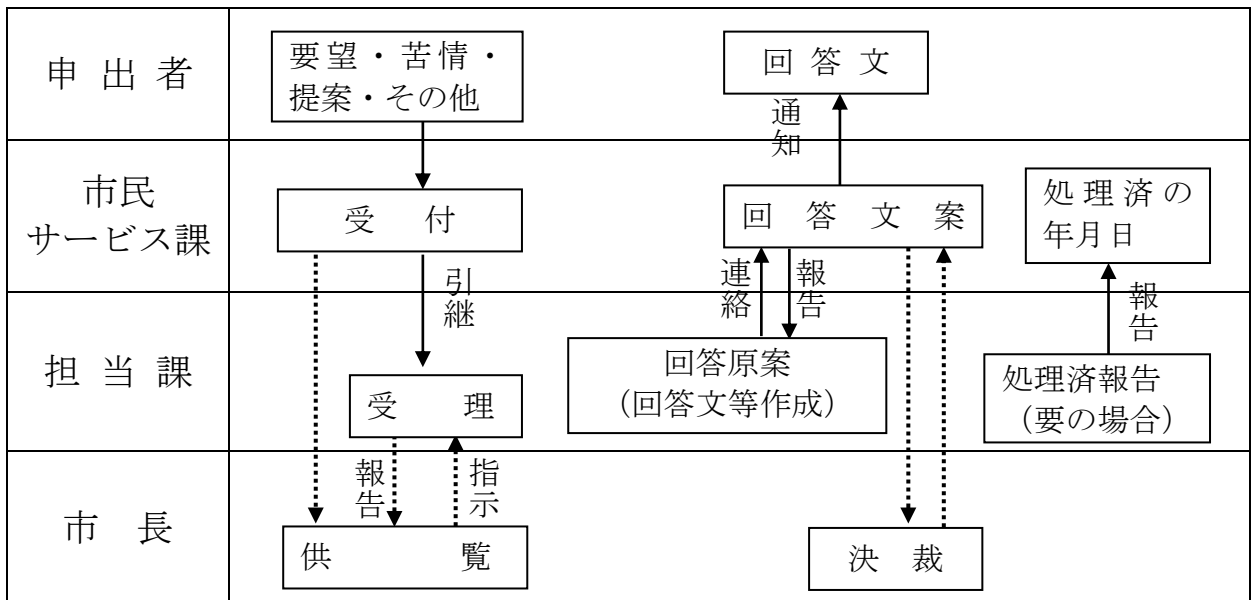
1. 要望・苦情等の申出について……………	1～2
2. 助成制度等のある市の業務について……………	3～5
3. 自治会活動に関係の深い市の業務について……………	6～9
4. 小野市行政事務機構図……………	10
5. 市役所配置図……………	11～13
6. 市から自治会に委託している業務について……………	14
7. 区長便による配布について……………	15
8. 令和5年度区長便予定一覧……………	15
9. 災害発生時に市から伝達している内容について……………	16

1. 要望・苦情等の申出について

総務部市民サービス課で一括してお受けします。

- (1) 申出は、いつでも可能です。ただし、予算措置が必要な場合については、次年度の予算編成事務を9月から開始しますので、それまでに申出いただくようお願いいたします。
- (2) 申出方法は、原則として文書でお願いします。なお、様式は特に定めておりませんが、「要望書」様式例を2ページに掲載しておりますので、参考にしてください。
 ※ 町（自治会）としての要望に関係住民全員の署名は不要です。
- (3) 区長様・自治会長様から申出のあった要望・苦情等は全て市長が拝見した後、市民サービス課から各担当課へ引継ぎ、決裁処理後、市長から回答させていただきます。
- (4) カーブミラー及び防犯灯の新設等に関する要望につきましては、市民安全部地域安全グループに専用の申請書がありますので、ご活用ください。

受付事務の流れ



【「要望書」様式例を掲載。この様式は総務部市民サービス課にあります。】

要 望 書

年 月 日

小野市長 蓬萊 務 様

〒675-13 _____

住所 _____

区長（自治会長）名 _____ ⑩

電話番号 _____

1. 要望事項

2. 要望内容

3. 要望場所等の見取り図
別添のとおり（住宅地図等）

4. 添付書類
図面、現状写真等

2. 助成制度等のある市の業務について

市では助成制度等を設けて事業を推進し、市民サービスの向上を図っています。そのうち、自治会活動に関係の深い制度は次のとおりです。

助成制度等名	最高限度額 (補助率等)	担当課	電話
地域のきずなづくり支援事業	自治会活動に対して助成 月 2 回以上 5 万円 月 4 回以上 10 万円 ※実績報告時において、領収書を添付すれば最大で 20 万円を補助。 ※デジタル化推進活動補助（最大 10 万円）。実績報告時に、領収書の添付が必要。	総務部 市民サービス課	63-1013
掲示板設置費補助金交付制度	100,000 円 (1/2) ※前年度 8~9 月に希望調査を実施	総務部 市民サービス課	63-1013
ごみステーション整備事業費補助制度	300,000 円 (1/3) ※小野市連合区長会に加入している自治会対象	市民安全部 生活環境グループ	63-1686
ごみステーション関連用品購入費補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンテナボックス (本体及び蓋) : 22,000 円 ・ コンテナボックス (蓋) : 3,000 円 ・ 不燃物・金属類用かご : 2,000 円 ※小野市連合区長会に加入している自治会対象	市民安全部 生活環境グループ	63-1686
不法投棄防止対策設備設置補助制度	500,000 円 (1/2) ※柵、網、看板、照明器具、監視カメラなど	市民安全部 生活環境グループ	63-1686
スズメバチ駆除費補助制度	スズメバチの巣の駆除にかかる業者委託費用 ※事業所等、対象とならないものもありますので、詳細はお問い合わせください。 1/2 補助 (上限 1 万円)	市民安全部 生活環境グループ	63-1686
防犯灯新設事業	新設工事費 (設置後の維持管理経費は、自治会で負担) ※自治会長様からの申請分	市民安全部 地域安全グループ	63-1273

助成制度等名	最高限度額 (補助率等)	担当課	電話
防犯灯 LED 化促進事業 補助制度	既設防犯灯の LED 防犯灯更新費用 1 灯あたり 10,000 円 (1/2)	市民安全部 地域安全グループ	63-1273
防犯カメラ設置事業 補助制度	※県補助事業あり 6 万円/箇所	市民安全部 地域安全グループ	63-1273
簡易耐震診断費補助制 度	木造戸建住宅診断費 定額 31,500 円/棟 (本人負担 1 割 : 3,150 円、残 額を補助) ※構造により診断費は異なります。詳細はお 問い合わせください。	地域振興部 まちづくり課	63-1884
住宅耐震改修等事業費 補助制度	①耐震改修計画策定費補助 最大 200,000 円 ②耐震改修工事費補助 最大 1,000,000 円 ③簡易耐震改修工事費補助 最大 500,000 円 ※耐震診断により危険と判断した場合に限り ます。詳細はお問い合わせください。	地域振興部 まちづくり課	63-1884
戸建住宅耐震化建替 工事費補助制度	最大 1,000,000 円 耐震診断により危険と判定 された戸建住宅の建替に対 して補助。 ※対象となる住宅等詳細は、お問い合わ せください。	地域振興部 まちづくり課	63-1884
戸建住宅防災ベッド等 設置費補助制度	①防災ベッド 定額 100,000 円/台 ②耐震シェルター 定額 500,000 円 耐震診断により危険と判定 された戸建住宅に防災ベッ ド又は耐震シェルターを設 置する費用に対して補助。 ※対象となる住宅等詳細は、お問い合わ せください。	地域振興部 まちづくり課	63-1884
木造戸建住宅屋根軽量 化工事費補助制度	定額 500,000 円 耐震診断により評点が 0.7 以上 1.0 未満と判定さ れた木造戸建住宅に屋根軽 量化に対して補助。 ※対象となる住宅等詳細は、お問い合わ せください。	地域振興部 まちづくり課	63-1884

助成制度等名	最高限度額 (補助率等)	担当課	電話
小野市危険木伐採補助金	最高限度額 補助対象経費の4分の3 上限30万円	地域振興部 産業創造課	63-1928
土地改良事業補助制度 (農業用施設の改修等)	総額の30%	地域振興部 産業創造課	63-1928
小型合併処理浄化槽 設置整備事業補助制度 (合併処理浄化槽区域に限る)	332,000円(5人槽) 414,000円(6~7人槽) 548,000円(8人槽以上) ※専用住宅と併用住宅が対象	水道部 管理グループ	63-1012
小型動力ポンプ積載車 購入補助制度	車両本体価格の1/2 ※諸経費を除く	消防本部 総務課	63-4633

3. 自治会活動に関係の深い市の業務について

市は住みよいまちづくりを進めるために、各種業務を行っています。
その中から、特に自治会の活動と関わりの深いものを中心にご案内します。

1. 秘書課

担当課	業務内容	電話
秘書課	市長及び副市長の秘書	63-1002

2. 総合政策部

担当グループ	業務内容	電話
企画政策グループ	行政改革、広域行政に関すること 各種プロジェクトの調整	63-1404
協働参画グループ	うるおい交流館に関すること	63-1404
交通政策グループ	公共交通に関すること 神戸電鉄粟生線の活性化に関すること コミュニティバスの運行に関すること	63-1404
プロジェクト推進 グループ	浄谷黒川丘陵地に関すること ひょうご小野産業団地に関すること 市場地域開発に関すること 青野原駐屯地の周辺整備に関すること	63-1404

3. 総務部

担当課	業務内容	電話
市民サービス課	区長会・自治会の窓口 要望・苦情等受付 広報「おの」発行 市民相談の受付	63-1013
総務課	認可地縁団体（自治会法人化）に関する こと	63-3615
財政課	縁故財産に関すること	63-1014
税務課	税金に関すること	63-1009
ICT 推進課	ICT の利活用に関すること	63-1439

4. 市民安全部

担当グループ	業務内容	電話
防災グループ (防災センター内)	防災対策の推進 自主防災組織の育成支援 フェニックス共済の案内 避難行動要支援者名簿に関すること 土砂災害等に関すること ひょうご防災ネット「安全安心メール」の登録、配信	63-3387
地域安全グループ	安全安心パトロール 安全安心メールの配信 警察への進達窓口 (信号機、交通規制等) カーブミラーの新設・管理 防犯灯の新設・管理 ①新設(市設置・自治会管理)補助 ②LED化促進事業補助 ③その他防犯灯に関すること 防犯カメラ設置に関すること	63-1273
生活環境グループ	消費生活の相談 公害苦情の受付(騒音・悪臭等) 墓地、改葬許可 し尿、ごみの収集 ごみ処分場に関すること 犬、猫等死がい処理に関すること ごみの不法投棄防止対策推進 ごみの減量化・資源化・分別に関すること 空家等の適正管理に関すること	63-1686
カーボンニュートラル推進グループ	地球温暖化対策実行計画に関すること ゼロカーボン宣言に関すること	63-1686
ヒューマンライフグループ	いじめ等相談	62-4110
	青少年の健全育成、補導	63-1017
	人権自主学習会等の実施	63-1243
	男女共同参画の推進 自治会における女性参画の推進	63-4311

5. 市民福祉部

担当課	業務内容	電話
市民課	住民票等の交付・戸籍の届出 マイナンバーカードの申請・交付 火葬の許可 (土、日、祝日は1F管理人室で受付)	63-1005 (管理人室： 63-1000)
	国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療	63-1469
社会福祉課	生活保護・生活困窮者相談 障がい者（児）福祉 民生委員・児童委員に関すること 日本赤十字社に関すること	63-1011
	ひまわり園に関すること	66-5181
子育て支援課	児童福祉、児童相談（養護・虐待） 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ 母子（父子）自立支援、児童館の運営	63-1645
高齢介護課	高齢者虐待、認知症対策、介護予防事業	63-1060
	介護保険制度、要介護認定、介護保険料	63-1509
	おのアクティブポイント事業 シニアボランティア	63-2684
健康増進課	町ぐるみ総合健診、母子保健相談、 予防接種、各種健（検）診、 畜犬登録・予防注射	63-3977

6. 地域振興部

担当課	業務内容	電話
まちづくり課	開発許可申請・建築許可申請・建築確認申請・地区計画の届出等の窓口 まちづくり協議会の設立 特別指定区域の指定の手続き、土地区画整理事業の推進	63-1884
	公園、緑地の整備・管理、ガーデニングに関すること	63-2182
	市営住宅の管理	63-1271
道路河川課	道路の新設・改良、補修 道路照明灯及び安全施設等の設置 河川の改修、補修	63-1008
産業創造課	農作物の生産振興、ため池・水路等農業用施設の改修、緑の募金、鳥獣被害対策	63-1928
	商工業振興、小野市伝統産業会館管理運営、就業起業に関すること	70-7137
観光交流推進課	観光情報の発信、白雲谷温泉ゆぴか、観光協会	63-1929
	コミレス支援、特産品開発、小野まつり ふるさと納税に関すること	63-1027

7. 水道部

担当グループ	業務内容	電話
管理グループ	上下水道の使用申込、使用料に関する こと（水道お客様センター）	63-1012
工務グループ	上下水道施設の整備、維持管理	63-1004

8. 消防本部（防災センター内）

担当課	業務内容	電話
総務課	消防団の指導、育成	63-4633
	休日、夜間の診療機関の問い合わせ （テレフォンサービス）	63-7119
予防課	防火指導、訓練 危険物の取扱い指導、規制 住宅用火災警報器の普及	63-4634
消防署	火事や救急などの緊急時	119
	消火栓、防火水槽に係る相談等	63-4635
	救急講習会に関すること	63-4636

9. 農業委員会

担当課	業務内容	電話
農業委員会	農地の売買・貸借等権利移動、農地転 用、農業者年金に関すること	63-2266

10. 選挙管理委員会

担当課	業務内容	電話
選挙管理委員会事務局	選挙に関すること	63-1007

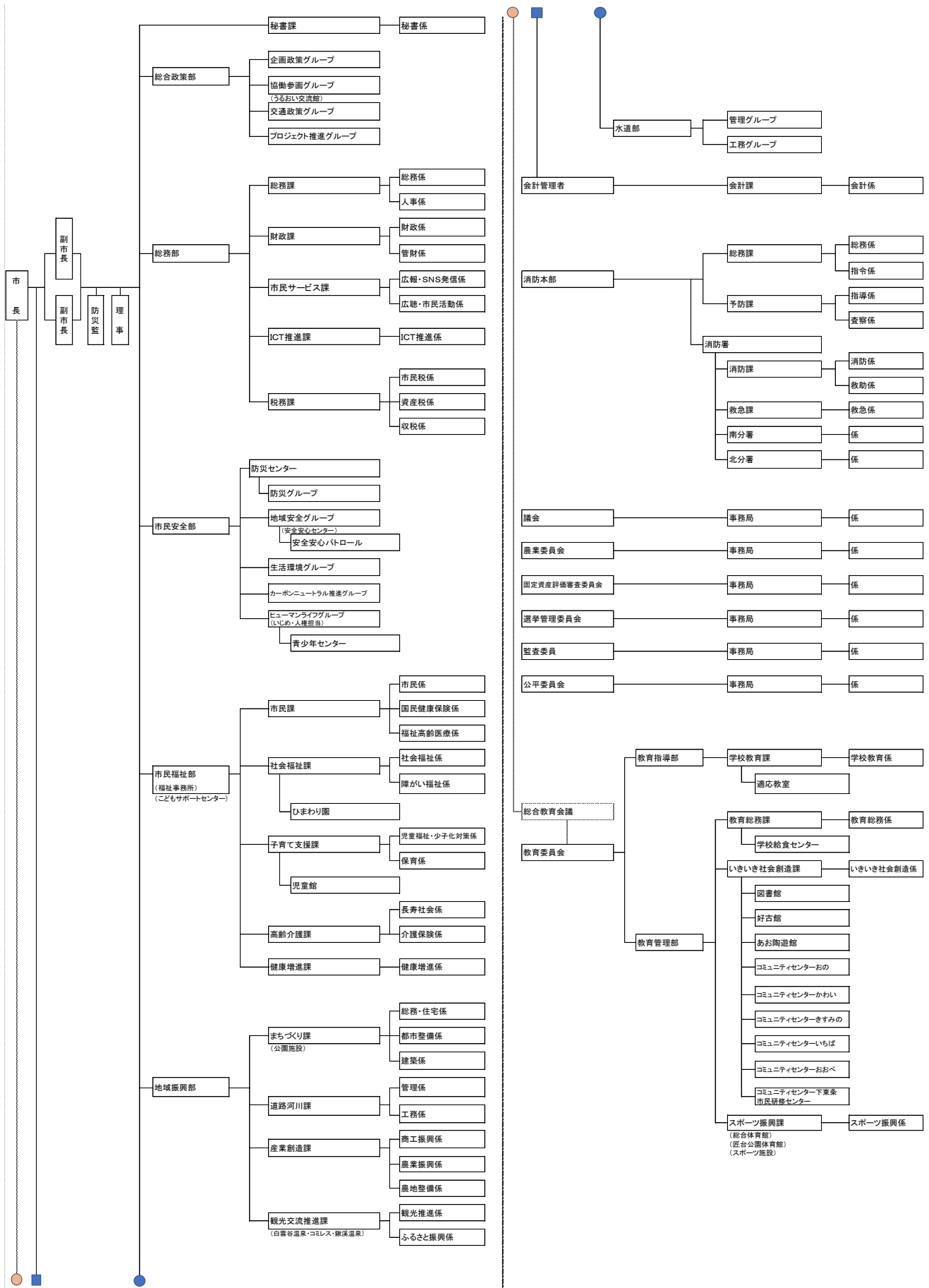
11. 教育委員会（教育指導部）

担当課	業務内容	電話
学校教育課	学校教育の推進	63-2409

12. 教育委員会（教育管理部）

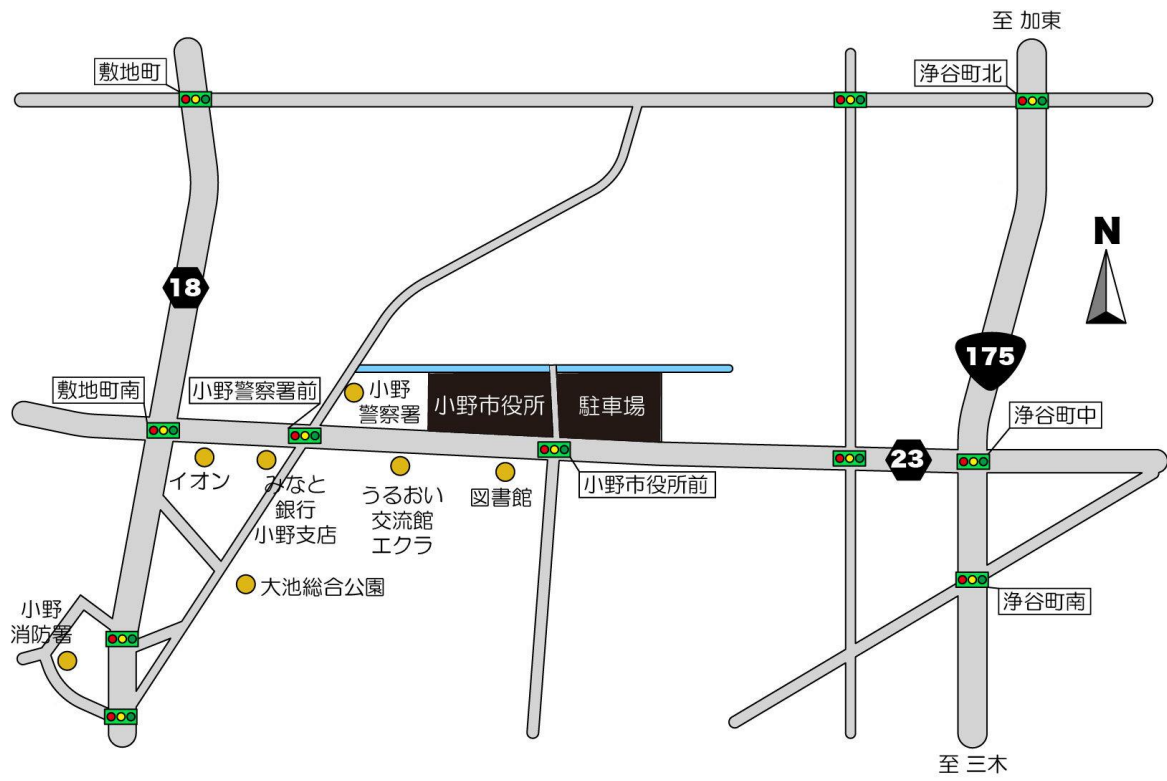
担当課	業務内容	電話
教育総務課	通学路に関すること 学校の整備	63-1015
いきいき社会 創造課	社会教育団体（青少年、子ども会、連合 PTA、文化連盟等）の指導・育成 コミュニティセンターの管理・運営、 地域づくり協議会に関すること	63-2445 63-1020
スポーツ振興課	学校保健体育の推進（検定・健診等） 生涯スポーツの推進（小野ハーフマラソン・ ウォーキング・各種スポーツイベント） 各種団体の支援（スポーツ協会・スポーツ少年 団・スポーツ推進委員会・スポーツクラブ 21 等）	63-2591

4. 小野市行政事務機構図 (R5. 4. 1 現在)

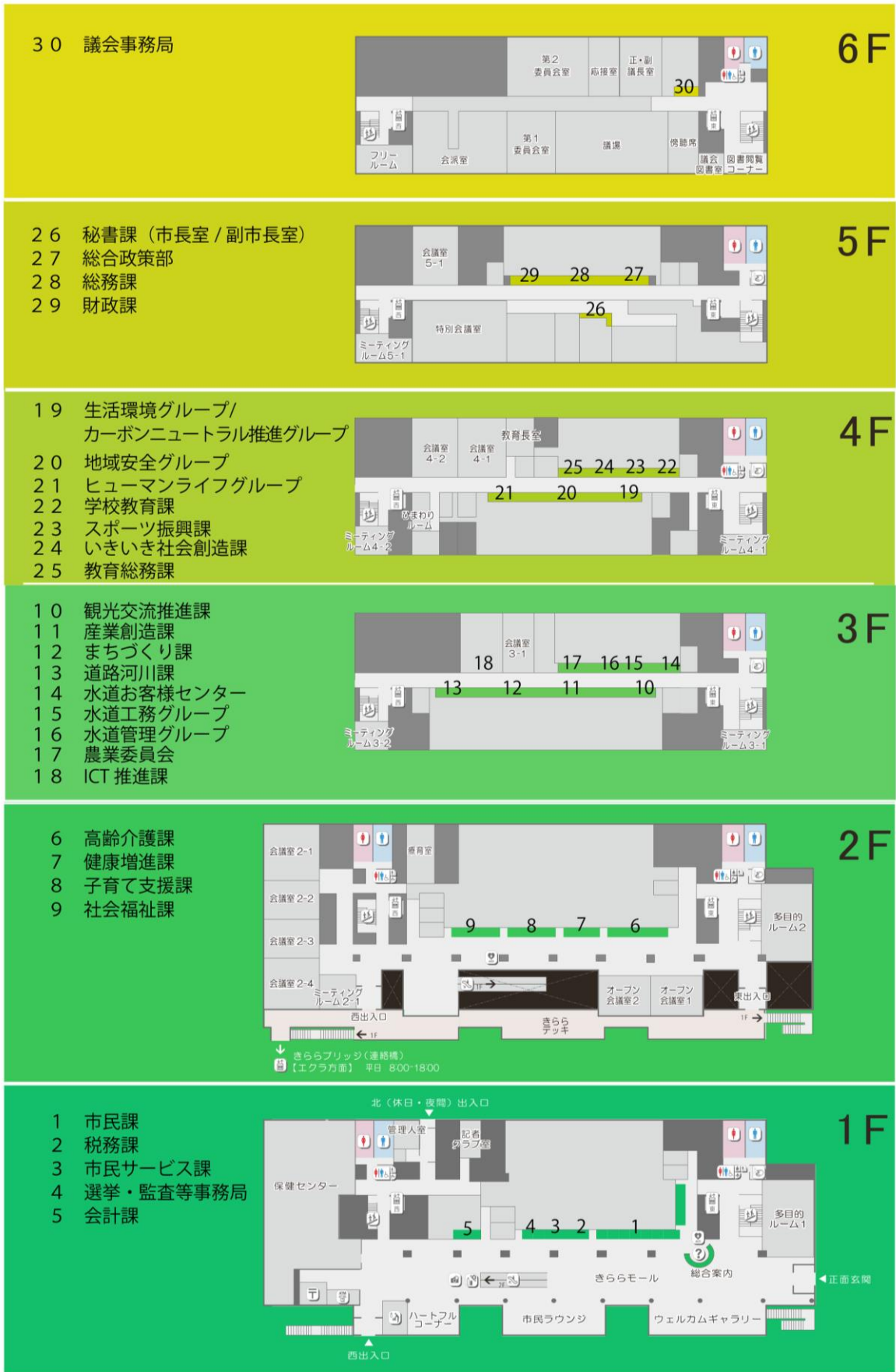


5. 市役所配置図

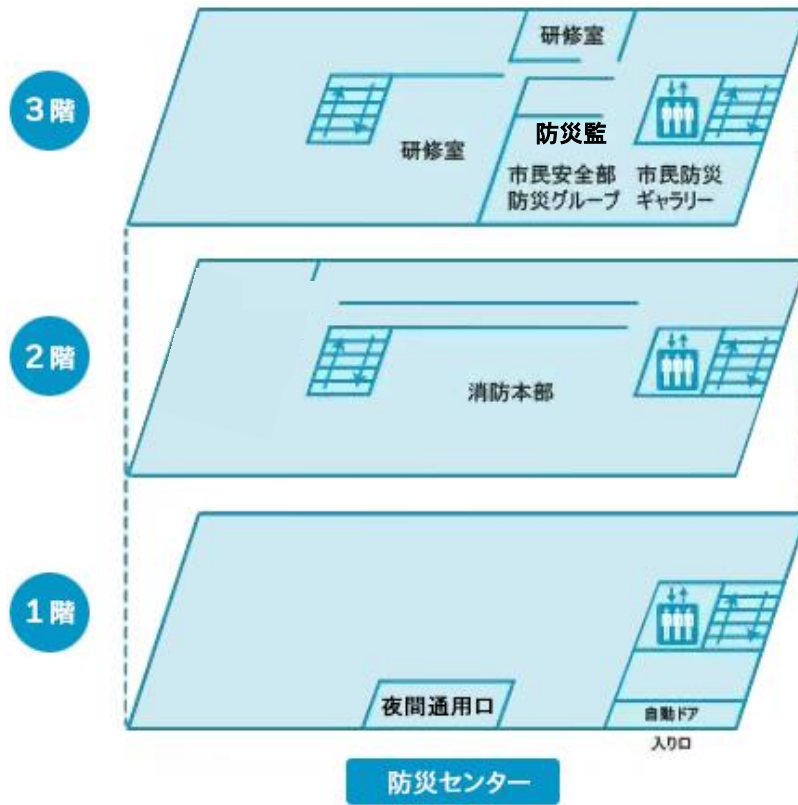
市庁舎周辺配置図



市役所庁舎



防災センター



6. 市から自治会に委託している業務について

小野市は、町・自治会と市政連絡業務委託契約を結び、業務委託料をお支払いしています。

1. 業務委託料

【連合区長会加入自治会】 平等割：60,000円（町） 世帯割：500円 × 世帯数 地区運営費：10,000円（町） 区長研修費：10,000円（町）	【連合区長会未加入自治会】 平等割：50世帯以上 50,000円 50世帯未満 35,000円 世帯割：500円 × 世帯数 ※10世帯未満の自治会については支払わないこととする。
---	---

2. 委託内容

- (1) 広報紙、連絡文書の配布、市及び住民相互間の連絡業務等
 （広報おの・市議会だより・コミセンだより・選挙公報・その他各種連絡文書）
 ……総務部 市民サービス課（電話 63-1013）

- (2) 各種委員等推薦について
 らん♡らんバス等ワーキンググループ委員・赤十字奉仕団員長・スポーツアドバイザー・福祉推進委員
 各種統計等調査員・投票所の投票管理者や立会人・その他の委員の推薦

名称	任期	役割	担当
らん♡らんバス等ワーキンググループ委員	1年	市内の公共交通及びらん♡らんバスの運行等にかかる協議	総合政策部 交通政策グループ 電話 63-1404
赤十字奉仕団員長	1年	赤十字活動資金の募集 災害発生時の救護活動	市民福祉部 社会福祉課 電話 63-1011
スポーツアドバイザー	1年	地域のスポーツ活動推進	教育委員会 スポーツ振興課 電話 63-2591
福祉推進委員	1年	地域の福祉活動の推進 社協広報活動への協力	小野市社会福祉協議会 電話 63-2575

- (3) その他
- ・各種調査の協力
 - ・用地交渉、測量立会等の協力
 - ・地域の福祉向上を図る事業の協力

7. 区長便による配布について

市では、市政連絡業務委託契約に基づき、各自治会を通じて市広報紙等を配布する行政と自治会との協働による区長便というシステムを採用し、毎月末に市から各町区長様・自治会長様等へ配達し、自治会より各世帯へ広報紙等を配布していただいております。

	各町・自治会での配布方法	市民サービス課における発送作業
2～3月	配送日程を区長便に合わせて送付しますのでご確認ください。	次年度の年間計画を立てる。
毎月中旬	配布数の変更があれば、随時市民サービス課へ報告ください。 ※15日までに報告いただくと当月の区長便に反映できます。	<ul style="list-style-type: none"> 各町配布数の変更など随時受付 各課配送依頼を取りまとめ 配送内容・方法（全戸配布・回覧・ポスター）の確認
送付日	各町での配布	<p>【午前】各課から配送業者への配布物の引き渡し。</p> <p>【午後】各区長様・自治会長様、広報担当者様への配布。</p>

8. 令和5年度 区長便予定一覧

4月末区長便	令和5年	4月26日（水）
5月末区長便	令和5年	5月29日（月）
6月末区長便	令和5年	6月28日（水）
7月末区長便	令和5年	7月27日（木）
8月末区長便	令和5年	8月29日（火）
9月末区長便	令和5年	9月27日（水）
10月末区長便	令和5年	10月27日（金）
11月末区長便	令和5年	11月28日（火）
12月末区長便	令和5年	12月26日（火）
1月末区長便	令和6年	1月29日（月）
2月末区長便	令和6年	2月27日（火）
3月末区長便	令和6年	3月27日（水）

※ 予定ですので、都合により日程が変更になることもありますのでご了承ください。

9. 災害発生時に市から伝達している内容について

○災害発生時に市から伝達している内容について

種類	発令時の状況	市民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル4 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル5 緊急安全確保	既に災害が発生している又は切迫している状況	避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急に安全を確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

○「安全安心メール」の活用について

- ・市の「安全安心メール」に登録してください。
 - ・台風、豪雨の際の情報も「安全安心メール」や「ひょうご防災ネット（スマートフォン版アプリ）」で皆様にお知らせしております。
- 登録をまだされていない方は、登録をぜひともお願いいたします。

★登録方法

- ・安全安心メール
右記QRコードを読み取り、ono@bosai.netに空メールを送信してください。
- ・ひょうご防災ネット（スマートフォン版アプリ）
「App Store」又は「Google Play」で「ひょうご防災」を検索し、アプリをダウンロードしてください。
- ・NHKテレビ、サンテレビからも情報を得ることができます。
リモコンの「dボタン」を押して、データ通信することにより、小野市の避難指示等の発令及び避難所開設の状況を知ることができます。



○自治会からの災害対策本部への連絡体制の確認について

- ・毎年、年度当初に各自治会の連絡先調査を依頼していますので、ご回答をお願いします。なお、年度途中で連絡先が変更された場合は防災グループへお知らせください。
- ・各自治会における連絡体制の構築、確認をお願いします。
- ・万一、各自治会等で被災するような状況が生じる可能性がある、もしくは生じた場合には、市民安全部防災グループ（電話 63-3387）または総務部市民サービス課（電話 63-1013）へ連絡をお願いいたします。

町内で床下、床上浸水の被害があった場合は、罹災証明の発行に伴う現地調査や石灰による消毒等を行う必要があるため、被害にあわれたお宅の住所、世帯主氏名、連絡先をお伝えください。

※この冊子は重要な情報を掲載しております。

年度途中で区長、自治会長が代わられた場合は、冊子を必ず引き継いでください。